経営・労務 ZEIT（ツアイト）
2007年4月号
Nr.110

発行：きよいつ社労士事務所
渋谷区代々木2-26-4 5F
℡03-5333-7627 FAX5333-7659
kawamu@mx2.ttcn.ne.jp

● 傷病や出産による休業、入院時の負担が軽減? ●

平成19年4月から 健康保険がこう変わります

健康保険の改正というと、どうしても負担増という先入観が付きまといますが、今回の改正は、医療費が重んだときの軽減手続が便利になったり、病気、ケガまたは出産で仕事ができないときに給付される手当金が手厚くなるなどむしろ負担が軽くなる要素があります。今月はその中から、改正のポイントを踏まえながら、自己負担限度額の意味や退職後の給付金の仕組みを中心に解説いたします。

■ 高額療養費の手続き簡単に

入院したとき、病院の窓口での支払いが多くて困ったことはありませんか。こうした人を助けるのが高額療養費制度。同一月の医療費が一定の金額(自己負担額)を超えた場合に、払い戻しを受けられる制度です。ただし、いったんは全額(=医療費の3割相当額)を支払った後、申請して払い戻しを受ける必要がありました。戻ってくるのは概ね 2～3 か月後なので、その間の生活費に窮してしまうことがあります。

－認定証の申請を要する－

これが今月から、入院に限ってですが、「負担限度額」を超える分を窓口で支払う必要がなくなりました。負担限度額は年齢および所得等によって異なるため、事前に「限度額認定」が必要です。認定証の申請先は、政府管掌健康保険ならば勤務地の社会保険事務所、組合管掌健康保険ならば健康保険組合、国民健康保険ならば住所地の市区町村です。ところで70歳以上の人は、入院の場合、窓口の支払は既に負担限度額までとなっています。ただし、非課税世帯等の人は認定証がないと、窓口の支払いが課税世帯の負担限度額に上がってしまいます。

－通院は対象外－

窓口での支払いを減らせるのは入院だけです。通院の場合、負担限度額を超える分は申請しなければ戻ってきません。これは70歳以上でも同じ。また入院時の食事代や差額ﾍﾞｯﾄ代はそもそも高額療養費の対象ではないので、別途負担を要します。

4月から超過分を用意する必要はなし!

保険者から認定証の申請書を入手
↓
必要事項記入のうえ提出⇒認定証が発行
↓
病院の支払窓口で提示

■ 高額療養費の負担限度額とは

自己負担限度額は年齢、所得等によって異なり、以下のように定額部分と医療費の1％に相当する定率部分に分けられます。わかりづらいのは、医療費の1％を自己負担するところです。これは全体の医療費から、患者が3割負担する医療費に該当する部分を除いた医療費の1％にあたります。見方を変えれば、70 歳未満の「一般」の人だと、全体の医療費が 267,000 円に達するまでは、患者の負担割合は3割(=267,000×0.3=80,100)、これを超えた部分についての負担割合は1％でよい、という意味です。

70 歳未満の自己負担限度額	
一定以上所得者	150,000+(医療費－500,000)×1%
一般所得者	80,100 +(医療費－267,000)×1%

70 歳以上の自己負担限度額	
現役並所得者	80,100 +(医療費－267,000)×1%
一般所得者	44,400 円

－被扶養家族の負担限度額－

紛らわしいのは、健康保険に加入している人に扶養される家族(以下、被扶養者)の負担限度額です。これは被扶養者の所得等には関係なく、被保険者本人の標準報酬月額によって決まります。例えば夫である被保険者の標準報酬月額が5 3万円以上であれば、被扶養者である妻が無収入であっても自己負担限度額も一定以上所得者並みになります。

ただし、被保険者または被扶養者いずれかが老人保健の適用を受けている場合は異なります。老人保健の適用を受けるのは原則として75歳以上ですが、その場合は75歳以上の家族と75 歳未満の家族に分け、各々の層の所得等に基づき負担限度額が決まります。

被保険者本人の年齢と所得		被扶養者(※)の負担限度額の取扱い	
		75 歳未満	75 歳以上 (老人保健)
75歳未満	一定以上所得者だと・・・・ (＝標準報酬月額が 53 万円以上)	一定以上所得者として扱われる Ⓐ	一般所得者または低所得者として扱われる Ⓓ
	一般だと・・・・ (＝標準報酬月額が 50 万円以下)	一般所得者または低所得者として扱われる	
75歳以上	現役並み所得者だと・・・・ (＝標準報酬月額が 53 万円以上)	一般所得者または低所得者として扱われる Ⓑ	一定以上所得者として扱われる Ⓒ
	一般だと・・・・ (＝標準報酬月額が 50 万円以下)		一般所得者または低所得者として扱われる

※被扶養者の収入･所得がゼロか一定以下の場合を想定しています。

Ⓐは、被保険者の標準報酬月額で判断するというケースです

Ⓑは、Ⓐの被保険者が健康保険に加入したまま 75 歳になったケースです。この場合は被扶養者自身の収入･所得で判断します

Ⓒは、Ⓑの被扶養者が 75 歳になったケースで被保険者の標準報酬月額等で判断します

Ⓓは、75 歳以上の老親を扶養しているケースです。老親の収入･所得で判断します

■ 出産手当金と傷病手当金の支給額が見直し

もう一つ、従来よりも手厚くなる見直しがあります。出産手当金と傷病手当金の支給額に賞与の支給額も反映されるようになり、かつ支給額も「標準報酬日額の100分の60に相当する額」から「標準報酬日額の３分の２に相当する額」に引き上げられました。

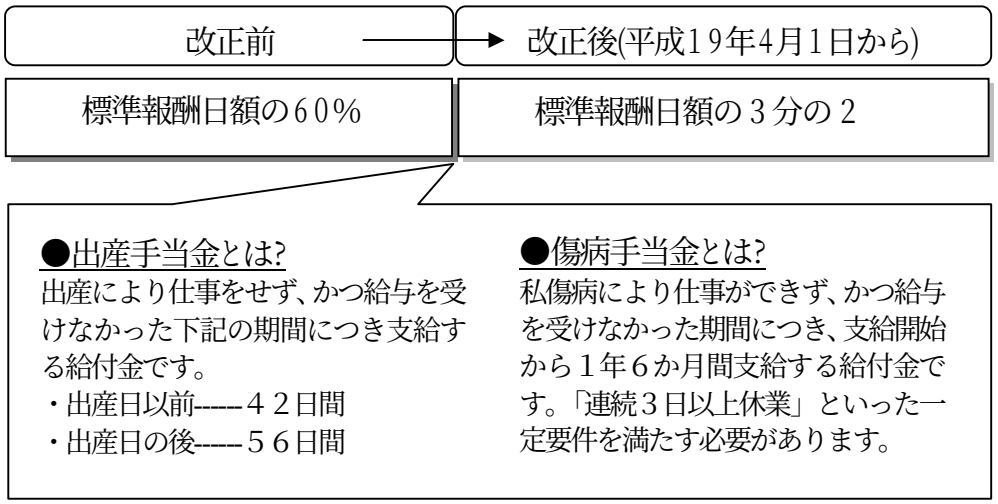

－任意継続被保険者への給付の見直し－

退職して、任意継続被保険者(以下、任継被保)になった場合でも支給要件に該当すれば、出産手当金や傷病手当金が支給額されてきましたが、今月1日からは支給されなくなります。そもそも、これら手当金は在職者の休業中の所得保障を目的としていたものであり、在職者でなくなった任継被保への支給はなじまないため、支給しないとしたものです。医療保険財政が苦しい中、これまで支給されていたこと自体が不思議なくらいです。

これには経過措置があります。平成19年4月1日の改正日前から、すでに任継被保となっており、かつ出産手当金･傷病手当金を受給していた場合については、改正日以降も支給されます。ただし、金額は改正日以降も従前の標準報酬日額の100分の60に相当する額となります。

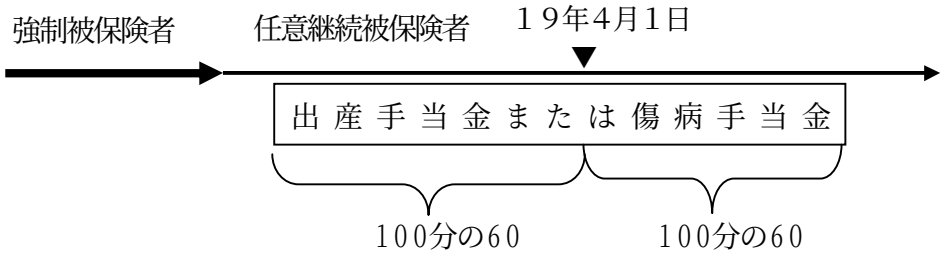

任継被保とは何か?

退職すると健康保険の被保険者の資格がなくなりますが、退職日まで2か月以上被保険者期間があったものは、退職後20日以内に手続をすることで最長2年間健康保険を継続することができる制度です。もっとも、保険料に会社負担分はないので全額自分で負担しなければなれません。

実 務 相 談

資格喪失後の給付と継続給付

◆ 退職すると権利が消滅するのか？ ◆

当社に出産予定日を数ヶ月後に控えた社員がおります。今回の改正により、退職後に出産すると出産手当金がもらえなくなるので、出産日まで在職し、その後退職したいとの申し出がありました。出産手当金や傷病手当金は退職すると、もらえなくなったのでしょうか?

退職して健康保険の被保険者でなくなっても、1年間以上被保険者の期間があったものが退職してから6か月以内に出産した場合には「資格喪失後の給付」といい、出産手当金と出産育児一時金の両方が支給されてきましたが、平成19年4月1日からは、出産育児一時金のみの支給となりました。

■ 継続給付の規定は存続

ただし、「出産手当金の継続給付」の規定はそのまま残されています。つまり、退職日時点で既に出産手当金を受けている方については、従前どおり、継続して出産手当金を受給できます。「資格喪失後の継続給付」とは、健康保険の被保険者でなくなっても、1年間以上被保険者の期間があったものが特別に受けられる給付のことで、出産手当金のほかにも以下の給付があります。これについては、本改正後も存続します。

※傷病手当金 ---------- 退職時に傷病手当金を受けているとき

※埋葬料 -------- 退職後3か月以内に死亡したとき、または
出産手当金･傷病手当金の上記継続給付を受けなくなってから3か月以内に死亡したとき

<u>資格喪失後の給付</u>

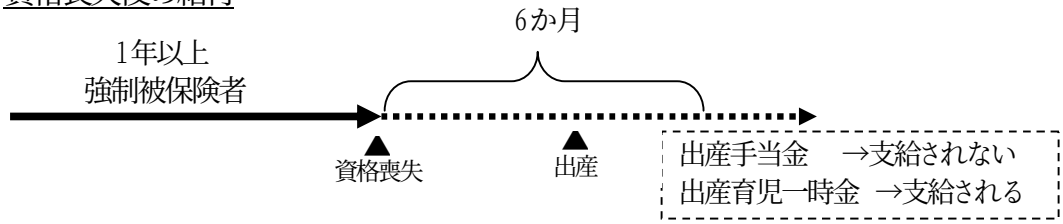
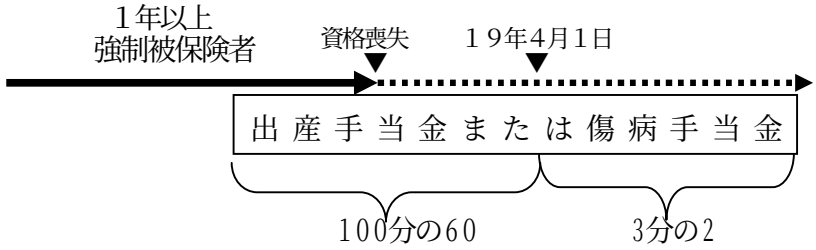
<u>資格喪失後の継続給付</u>